

環境大臣

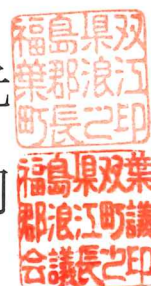
伊藤 信太郎 様

浪江町の復興・創生に向けた要望書

令和6年 7 月 24 日

福島県双葉郡浪江町長 吉 田 栄 光

福島県双葉郡浪江町議会議長 平 本 佳 司



東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故発災から、13年が経過しました。

当町では、これまでの復旧・復興事業の総点検を行い、令和3年度から10年間ににおける復興の方向性を定める浪江町復興計画【第三次】を策定し、令和7年度末には5年が経過することから、中間見直しを実施し、浪江町復興計画【第三次】後期基本計画に改定する予定です。

将来にわたり、町内に居住する方々が安心して豊かな生活を送ることができ、さらに避難中の方も帰還したい、町外の方が住んでみたいと思える魅力あふれるまちづくりを進めてまいります。

一方で、復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

昨年3月31日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されましたが、当町には未だ帰還困難区域が多く残っており、そこで生活を営んできた多くの住民が故郷への帰還も出来ぬまま、県内外に避難しており、自由な立入りもできない状況です。

昨年6月には「改正福島復興再生特別措置法」が施行され、住民の帰還意向確認の結果を踏まえた「特定帰還居住区域復興再生計画」を策定し、本年1月に国より認定を受けましたが、町の再生には、町全域の避難指示解除が必要であり、まだまだ、長く険しい道のりが続くことが予想されます。加えて、中心市街地の再生、移住・定住の促進、なりわいの再生、産業や雇用の創出など様々な課題がありますので、浪江町の復興・創生が成し遂げられるまで、国の責務として対応いただけるよう次のとおり要望いたします。

1. 帰還困難区域等の再生

- 帰還困難区域の避難指示解除に向けては、国と町が一体となり、住民に寄り添いながら、帰還したいと思うことができるように生活範囲や営農の意向などを踏まえ、除染及び生活排水などの環境整備に迅速に取り組むこと。また、残された土地・家屋・農地などの課題についても、帰還困難区域全ての避難指示解除のためには、面的な除染が必須であり、全域の避難指示解除に向けた方針を示すこと。
- 特定復興再生拠点区域外においては、放射線量が課題となり、事業者が事業の実施、事業の再開ができない状況にある。帰還意向に基づく除染だけではなく、帰還気運の醸成に向けた生活基盤の整備が必要であることから、住民の利便性を向上させるため、被災事業者の事業再開、町事業等で利用する意向の土地についても、除染と避難指示解除ができる制度を構築すること。
- 農業、農地が住民の生活に密接に関係している地域が多いことから、迅速かつ柔軟に除染を実施するなど、営農再開に向けて必要な対策に万全を期すること。また、避難指示解除にあたっては、住民の速やかな営農再開等に支障をきたすことがないよう、地力回復等を確実に実施し、土地の除草等を行った上で所有者へ引き渡しを行うこと。
- 帰還困難区域の山林などから大雨等の影響で流入する放射性物質を含んだ土壌等によりため池の再汚染が繰り返されていることから、引き続きモニタリング調査、放射性物質再対策に必要な財源を確保するとともに、山林対策を含んだ除染及び放射性物質対策の根本的な解決策の検討を行うこと。
- 避難指示が解除された特定復興再生拠点区域においても、引き続き国の責任において詳細な放射線量測定や放射線モニタリング測定を実施し、速やかに住民に周知すること。また、フォローアップ除染等、被ばく線量低減に必要なあらゆる対策を講じること。

- 昨年3月に解除された特定復興再生拠点区域は、未だ様々な課題が山積している。特に、津島地域については、山間部特有の課題を有しており、地域の復興・再生のための総合的戦略が必要であることから当該地域の復興への支援を当町のみならず、山間部を抱える町村と連携して進めること。また、特定復興再生拠点区域を含め、帰還困難区域を再生するために、財政面、人材面での支援を継続すること。

2. 脱炭素社会の実現に向けた支援

- 浪江駅周辺グランドデザイン基本計画に基づき、事業区域の造成や、交流施設・公営住宅の整備などに加え、エネルギーの先進的な取組みを集約したゼロカーボンシティの先導整備エリアとしての整備を進めていることから、財政措置を含めた必要な支援を行うこと。
- エネルギー分野に関しては、当町は、「ゼロカーボンシティ宣言」、「なみえ水素タウン構想」を発表し、新エネ社会構想や水素社会実現の先駆けとなる復興まちづくりを目指しつつ、2035年度を待たずに町全域のカーボンニュートラルを達成する目標を掲げており、多様な FC モビリティの活用や、RE100産業団地での産業利用に加え、駅周辺整備事業において大規模な水素民生利用も計画している。本計画を実現していくにあたっては、様々な法規制や技術的・経済的課題を解決していく必要があることから、その課題解決に向けた支援を行うこと。